

お客様へ

妙高市文化ホール条例、妙高市総合コミュニティセンター条例、妙高市新井ふれあい会館条例の改正により、4月1日より各施設の利用料金を下記のとおり改定いたしました。改定後の**新料金は6月1日以降の利用に対して適用されます**。

(30分当たりの額/円)

施設名	室名	現行料金	改訂料金	改定額
妙高市文化ホール	大ホール	4,300	4,300	0
	楽屋A	80	100	20
	楽屋B	80	100	20
	楽屋C	80	100	20
	楽屋事務室	50	60	10
	練習室A	190	230	40
	練習室B	470	580	110
	練習室C	180	220	40
	舞台のみ	850	1,050	200
	楽屋浴室	200	200	0
	ホワイエB	620	770	150
屋外ステージ	150	150	0	
新井総合コミュニティセンター	会議室	360	450	90
	和室	110	130	20
	リハビリ室	70	310	240
	大会議室	1,000	1,250	250
	大広間	330	410	80
	研修室A	160	200	40
	研修室B	160	200	40
	和室A	80	100	20
	和室B	80	100	20
	和室C	50	50	0
	応接室	50	60	10
前庭広場	250	250	0	
妙高市新井ふれあい会館	ふれあいホール	1,750	2,100	350
	控室A	60	60	0
	控室B	70	80	10
	休憩室	70	80	10
	調理実習室	380	450	70
	集会室A	130	160	30
	集会室B	130	160	30
	会議室A	130	160	30
	会議室B	130	160	30
会議室C	110	130	20	